

## 第27回国土審議会

令和7年6月19日

【渡邊総務課長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第27回国土審議会を開催いたします。事務局の国土政策局総務課長の渡邊です。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の会議の公開について説明いたします。国土審議会運営規則第5条の規定によりまして、本日の会議は、会議、議事録ともに公開することとし、一般の方々にも傍聴いただいております。

また、本日は、対面・ウェブ会議併用形式で開催しております。オンラインにて御参加の委員の皆様には、ウェブ会議の運営方法の基本的なルールを事前にお送りしておりますが、改めて御確認いただければと思います。また、円滑な進行のため、御発言されることを除きまして、音声の設定はミュートでお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元にご置きます議事次第のほか、資料1-1から資料4まで、それから右上に参考資料1、2と御用意しております。こちらに不足でありますとか、御不明な点がございましたら事務局までお知らせください。

それから、本日は、右下にお配りしております座席表に記載しておりますとおり、5名の委員の方が所用のため御欠席ということでございます。また、途中退席の先生方もいらっしゃいますけれども、当会議の定足数を満たしているということをごまじり申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、中野国土交通大臣より御挨拶をよろしくお願いいたします。

【中野大臣】 皆様こんにちは。国土交通大臣の中野洋昌でございます。本日大変お忙しい中、国土審議会への御出席を賜りまして、皆様、誠にありがとうございます。また、永野会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、平素より国土交通行政に対しまして多大なる御理解、御協力を賜っておりますこと、改めて感謝、お礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日はまず、改正半島振興法に基づきまして、策定されることとなりました半島振興基本方針の案につきまして、御審議をいただく予定になっております。昨年発生をいたしま

した令和6年の能登半島地震を踏まえまして、立法府における、これは本当に党派を超えた御議論を経まして、半島防災、国土強靱化、地方創生の推進などの内容が盛り込まれました改正半島振興法、これが本年4月に施行されたところでございます。

半島振興の基本方針は、この改正法で新たに国が策定することとされたものでございまして、半島振興の方向性や、あるいは国の支援の基本的な考え方、道府県が半島振興計画を策定する上で指針となります基本的事項などを記載することとされております。

また、このほかの報告事項といたしましては、一昨年に閣議決定をされました第三次国土形成計画に掲げられました、地域生活圏の実装に向けたとりまとめの結果を御報告させていただくほか、来年3月頃に策定予定の次期広域地方計画の検討状況、そして、さらに昨年に関連法が改正、また施行されました二地域居住の促進の取組の状況、こうしたことについてもそれぞれ御報告をさせていただく予定でございます。

特に市町村の境界、市町村界にとらわれない官民のパートナーシップによります地域生活圏の形成は、人口減少が加速化する地方におきまして、安心して働き、また暮らし続けられる生活環境の創生を実現する上で大変重要なものでございます。先週の13日に閣議決定をされました地方創生2.0基本構想におきましても、地域課題解決に取り組む民間事業者の活動を支援するための新たな制度の構築に取り組むとされておるところでございます。

本日は、委員の皆様方の活発な御指導と、また御助言を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいいたします。

【渡邊総務課長】 ありがとうございます。中野大臣におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

また、これより先、カメラによる撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降、議事運営は永野会長にお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

【永野会長】 永野でございます。皆さん、本日はよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議事に入ります。お手元の議事次第を御覧ください。本日の議事は、審議事項として、半島振興基本方針について、報告事項として、地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書について、それから広域地方計画の策定について、そして二地域居住の促進についてでございます。

それでは、審議事項の半島振興基本方針について進めさせていただきます。今般の半島振興法改正に伴いまして、新たに国が策定することとされた半島振興基本方針について、半島振興法第2条の2第3項の規定に基づきまして、主務大臣より当審議会に意見を求められております。これまで半島振興対策部会において調査・審議が行われてきましたので、本日はその結果について事務局から報告を受けて、御審議いただきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

【谷山地域振興課長】 地域振興課長の谷山でございます。それでは、私から半島振興基本方針について説明させていただきます。この半島振興基本方針(案)につきましては、去る6月6日に国土審議会半島振興対策部会で御議論いただきました。そして、同部会として主務大臣が半島振興基本方針を定めることに異議はない旨、議決されているものでございます。

それでは、これから半島振興基本方針について御説明させていただきますけれども、その前にまず半島振興法の概要について説明させていただきます。

資料1-3の1ページを御覧ください。1-3でございます。半島地域は三方を海に囲まれ、平地に恵まれないなどの制約があり、産業基盤の整備等について低位にあることに鑑み、その振興を図るために、昭和60年に議員立法で制定されたものでございます。都道府県知事の申請に基づき、23の半島振興対策実施地域が指定され、道府県が策定する半島振興計画の下、半島循環道路の整備など、様々な振興策が行われているところです。

この法律は10年の時限立法で制定され、これまで平成7年、17年、27年と3回延長され、その都度、社会経済情勢の変化に合わせて内容が充実されてきました。

それでは、資料1-1の1ページを御覧ください。資料1-1の1ページでございます。令和6年度末で法期限を迎えるに当たり、令和5年の2月から国土審議会半島振興対策部会において、今後の半島振興のあり方について議論が行われてまいりました。そのさなかの令和6年1月1日には能登半島地震が発生し、半島地域の脆弱性が明らかとなりました。それも踏まえて議論が重ねられまして、昨年6月に半島振興策のこれまでの成果と現状、対応の方向性が公表されました。

そして、下段でございますけれども、立法府におきまして、半島振興法改正に向けた超党派のワーキングチームがつくられるなど、熱心な議論が重ねられまして、本年3月末に改正法が成立し、4月から全面施行されております。

2ページ目、3ページ目が今回の改正法の概要でございます。まず、 の総論的事項で

ございますが、第1条の法律の目的に「半島防災」、そして「地方創生」が追加されました。第1条の2で基本理念が新設されまして、「地方創生」、「魅力の増進」、「半島防災・国土強靱化」の3つの観点が明記されました。そして、第1条の3で国や都道府県の責務が新たに規定されました。ここまでの内容は全ての半島地域で適用される内容となっております。

続きまして、の半島振興基本方針と半島振興計画以下の内容は、現行23の半島振興対策実施地域に適用される内容でございます。

まず、第2条の2の半島振興基本方針、こちらは半島振興対策実施地域の振興を図るために、主務大臣が定めるものとして、今回の法改正で新たに盛り込まれたものでございます。そして、主務大臣が基本方針を定めようとするときは、国土審議会の意見を聴取することとされており、こちらが本日御議論いただくものでございます。

そして、その右側ですけれども、関係道府県はこの半島振興基本方針に基づき、半島振興計画を策定するよう努めることとなっております。すなわち、半島振興基本方針は、国の基本的な考え方を示すとともに、道府県の計画作成に当たっての指針という位置づけとなっております。

次のページは、半島振興対策実施地域の振興を図るための配慮規定について、今回の法改正で内容が新設されたもの、また拡充されたものでございます。

それでは、半島振興基本方針（案）の具体的な内容につきましては、資料1-2で御説明させていただきます。

資料1-2でございます。この半島振興基本方針に記載すべき事項については、法律で定められております。内容につきましては、網羅的に説明する時間もございませんので、主なポイントに絞って説明させていただきます。

まず目次ですけれども、1から3までが総論的事項、そして4が、道府県が半島振興計画を策定するに当たっての指針となる各施策分野に関する事項、5がその他となっております。

めくっていただきまして、3ページ目の序文等に続いて4ページ目の21行目(2)で、指定半島地域の振興の方向について、法律の目的に沿って記載しております。(ア)が自立的発展の促進、めくっていただきまして(イ)に地域住民の生活の向上、(ウ)の定住の促進等に続きまして、(エ)の半島防災について、こちらは令和6年能登半島地震により、災害が発生すると集落の孤立やライフラインの寸断の長期化につながるということが明らかとなったことを踏まえまして、一番最後の行からですけれども、半島地域における地理的特性を踏

まえた防災、すなわち半島防災の推進が極めて重要であり、このため国土強靱化の理念を踏まえ、半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進するとしているところでございます。

(オ)の国土の均衡ある発展に続きまして、(カ)が地方創生となっております、特に17行目ですけれども、「指定半島地域の振興の取組が、地域の活力ある社会経済の創出及びその再生、すなわち地方創生に資するものである」ということで、そうした地域社会の実現に向けて、地方創生に係る交付金の措置などの積極的な活用をしていくとしているところでございます。

少し飛びまして、8ページ目をお願いいたします。8ページ目の33行目から4でございまして、各施策分野の内容となっているところです。9ページ目の21行目から、

交通施設の整備でございまして、27行目ですが、地域の実情に応じて陸海空様々な手段を駆使した交通の確保を図ることが重要とした上で、道路につきましては、高規格道路の未整備区間の解消ですとか、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク化など、災害に強い道路ネットワークの構築が、そしてまた港湾についても防災拠点化を進めることが重要としております。また、交通空白地帯の解消に向けて、地域の多様な関係者の連携・協働の取組が必要としているところでございます。

10ページ目です。(ニ)が産業の振興に関する部分でございまして、の農林水産業の振興では、一番最後の行にございますけれども、共同出荷等の輸送の効率化の取組の推進ですとか、次のページの18行目から「海業」の取組の推進、そして26行目から「森業」の取組の推進についても記載しているところでございます。

12ページ目の 地域資源の活用による産業振興等では、伝統的工芸品等の地域資源を活用した産業振興などについて、そして 観光の開発に関しましては、半島地域におけるジオパークなどの観光資源を活用したエコツーリズムですとか農泊、また、半島地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図ることで、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進することが必要としているところでございます。

13ページ目の(三)です。雇用機会の拡充や就業の促進の部分ですが、7行目、テレワークなど場所に制約されない働き方が普及している中、リモートオフィスやコワーキングスペースの整備などを通じて、移住や定住、二地域居住を促すことが重要としております。

続いて、(四)水資源の開発及び利用、(五)生活環境の整備となっております、次の

ページ、14ページ目の(6)医療の確保等に関する部分につきましては、特に半島地域はアクセスが不便という特性も踏まえ、ドクターヘリなどの活用ですとか、オンライン診療など遠隔医療の導入の推進等が必要としているところでございます。

(7)と(8)が福祉の充実に関する内容でございます。次に、15ページ目の(9)教育の振興に関する部分につきましては、例えばICTを活用した教育の充実ですとか、半島留学のような個性ある学習の場の提供などが重要としているところでございます。

続きまして、(10)が自然環境の保全・再生に関する事、(11)が再生可能エネルギーの利用の促進に関する事について記載しております。

次に、16ページ目の(12)と(13)が主に人の交流に関する部分でございます。特に(13)の移住・定住及び二地域居住の促進では、二地域居住や関係人口の増加を図ることにより、半島地域への人の流れを拡大することは有効であるとした上で、受入れ環境の整備が必要としているところでございます。

17ページ目の(14)半島防災に関する部分では、国土強靱化基本法に基づき、ハードとソフトの両面から事前防災・減災等の対策を進めるとした上で、具体的には、交通施設や供給施設等の様々なハード対策を講じるほか、災害時における井戸や地下水等の活用を図ること、またソフト面では、今国会において、能登半島地震を踏まえて、道路法や港湾法の改正が行われ、発災時における道路啓開や、港湾の施設利用についての事前の取決めを行うことを含め、体制整備を行うことが必要であるとしているところでございます。

また、自立・分散型の地域づくりが重要であるということも踏まえ、例えば防災道の駅の活用など、平時から災害時を見据えた体制を整備することが重要としております。

最後、18ページ目でございますが、の集落への配慮という部分につきましては、特に半島地域は規模の小さい集落が多いですので、住民が日常生活を営むためには、例えば郵便局などの社会インフラの活用も重要であるとしているところでございます。

最後、5.その他の事項につきましては、(1)で半島振興計画のフォローアップについて、(2)で半島地域において官民が協働して振興に取り組むための協議会について、記載しているところでございます。

以上が半島振興基本方針(案)の内容です。御審議のほどよろしくお願いたします。

【永野会長】 ありがとうございます。それでは、各委員の皆様方から御意見をいただきたく存じます。本日大変恐縮ですが、時間の関係がございますので、お一人につき1分程度にまとめていただくとありがとうございます。それではまず、途中で今日

退席せざるを得ない予定の委員の方から御発言をいただいて、その後、国会議員の委員の皆様、有識者の委員の皆様、それからオンライン参加の委員の皆様の順に御発言をお願いしたいと思います。オンライン参加の皆様におかれましては、挙手ボタンを押してお待ちいただければありがたく存じます。

それでは、途中退席予定の委員の方で御発言予定の方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。では国会議員の委員の皆様、どなたでも結構です。では秋野様、よろしくお願いいたします。

【秋野委員】 発言の機会ありがとうございます。私は、この基本方針における半島の鉄道をどうしていくのかという方針について確認をさせていただきたいと思います。問題意識を極めて簡単に申し上げますと、9ページの34行目には、鉄道やバスの維持が困難と現状について書いておられて、37行目には交通空白の解消と、こういうことが書いてあるところであります。

これでは鉄道をどうするのかということがなかなか分からず、資料1-1、この一番最後の5ページ目の4の(1)につきましても、基本的な道路、港湾、空港について、バス、タクシー等は道路で読むでしょうけれども、ここについても鉄路についての記載はないということであります。免許がない人、高齢者、子供の通学等に必要な手段かと思っております。新しく交通が何も無いところに対して交通空白を埋めるという視点はあるものの、鉄道をどう維持していくのか、課題は書いてありますけど、どうするのかというのがなかなか見えにくい。

これまで、私は福岡選出の参議院議員でありますけども、九州に目を転じますと、大隅地域も、半島地域も鉄道がなくなり、国東半島地域も鉄道がなくなり、島原半島地域も一部鉄道がなくなり、このままだと半島から鉄道は失われる。そのきっかけは全て、例えば全てといいますか、災害の際に復旧することができなかつたり、あるいは税制が急に跳ね上がったりするタイミングで諦めたりといったようなささいなことで廃止に追い込まれている状況を考えますと、ちょっとした支援で大切な鉄路を守ることができるのではないかと問題意識を持って御質問したいと思います。

以上です。

【永野会長】 ありがとうございました。それでは後で事務局からまとめてお答えするという前提でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

その他の方、いかがでしょう。今、オンラインの河野委員からお手が挙がっております

ので、河野さん、よろしく申し上げます。

【河野委員】 ありがとうございます。宮崎県知事の河野でございます。私からは一言御礼でございます。半島振興法の10年間の延長、それから半島防災、地方創生の追加等を内容とする法改正をしていただきましたこと、地方の立場から、関係委員の皆様をはじめ御尽力をいただいた全ての皆様に感謝を申し上げます。

また、今日議論になっております基本方針の内容につきましても、充実した内容を御議論いただき、取りまとめられておりますことをありがたく思います。今、秋野議員からも少しお話がございましたが、本県としても鹿児島県と連携をしながら、大隅地域の半島振興計画の策定にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

全国に半島を抱える22の道府県で協議会を立ち上げて、国への要望活動を行っておりますが、引き続きこういう法改正、そして方針に基づいて、必要な予算の確保に向けて御配慮をお願いできればと考えております。

私からは御礼ということで申し上げます。お時間をいただきましてありがとうございます。

【永野会長】 ありがとうございます。国会議員の皆様でまだお手が挙がっていない方がいらっしゃれば、小宮山先生。

【小宮山委員】 ありがとうございます。半島振興法のこの関係、本当に多くの議員、また能登半島地震から明らかになったいろんな課題がこの中に盛り込まれているんだと思っています。分散型の水関係とかで言えば、施設などももっと進めていただきたいと思います。私としても水循環基本法に関わった者として、この点が入ったこと、また新たな視点が増えたということ、また二地域居住は後で多分報告がありますけれども、これを推進するには、恐らく国会議員はみんな基本、二地域居住をして活動しているメンバーなので、何かいい案はあるのかなとは思っております。

本日指摘をしておきたいのが、自然が豊かな場所でもあります。そして自然環境の保全と、それを観光など様々な活用するというのも大切だと思うのですが、私自身、いろいろな法案の審議に携わらせていただいて、昨年、都市緑地法改正のときにふと気がついたのが、都市には様々な都市計画であったり、いろいろな優遇、建蔽率の優遇であったりとか、投資が入る形になる。その上、都市緑地法では、様々な投資が入るために、緑地、緑との自然との共生というものをうたい始めた。もともと自然が豊かな地域が日本にはたくさんあり、そのある意味代表格でもある半島は、そういう恵まれているにもかかわらず、

それを維持したりするには、あまり投資の対象にならないということを痛感しております。都市でCO2の生成が難しいのであれば、そういった緑豊かなところでミティゲーションなどの制度を使って、もっとちゃんと分担をするということもこの先入れていくべきではないかと思っております。

おかげさまで、衆議院の附帯決議で都市緑地法の改正のときに、ミティゲーションの調査研究ということを入れさせていただいて、本年度の国交省の予算で研究費用がついているかと思えます。ぜひ半島におきましても、この点をまた研究していただき、都市、そしてこの半島においての様々な開発、健全な開発がそのように願っておりますので。全体としては、本当にここまでつくっていただいていることに感謝申し上げます。

以上です。

【永野会長】 ありがとうございます。元先生、お願いします。

【元委員】 ありがとうございます。今日先に退席させていただきまますので、質問をさせていただきたいと思うんですが、資料1-1の3ページに半島に対する配慮規定の充実ということで、相当多岐にわたって御配慮をいただくことになっているんですが、他省庁との連携が何か会議などが設置されているのかどうか。これは、例えば1番の交通の確保ですと国交省ですし、それから農林水産業、農水省ですし、また、それらの下、介護とか医療になりますと厚労省、右上には教育になりますと、これは文科省になりますし、それからエネルギーになると経産省ということで、半島そのものは、ある意味日本の財産というか、非常に重要な役割もあるわけですが、それぞれ省庁の何か連絡会というか、こういうことも大事だと思うのですが、どのようになっているのかということをお聞かせいただければ。

また、地方自治体との連携の窓口ですね。トータルにこの半島の抱える問題を解決するに当たって、これが縦割りになってしまうと、またいろいろ行き詰まりも出ると思うんですが、それはどうなっているのかということをお聞かせしたいと思います。

【永野会長】 ありがとうございます。元先生、もうお出になりますか。

【元委員】 いや、まだ大丈夫です。

【永野会長】 ではもう少しだけ。ほかにいかがでしょう。よろしく願いいたします。

山崎委員。

【山崎委員】 私から、まず半島振興法において、半島防災などの観点で追記をされて、そして多様な主体の連携には半島地域以外の関係人口も含まれることが明記されたことに

ついて、まず評価をさせていただきたいと思います。その上で、昨年起きました能登半島での大地震や豪雨災害、こうしたことによって、今なお被災地では人口流出と高齢化が進んでおいて、課題は山積をしていると認識をしておりますので、その観点から、基本方針について3点ほど意見を申し上げたいと思っております。

まず1点目は、医療・介護・福祉サービスについてであります。今回の能登半島地震の教訓を踏まえて5月に災害対策基本法が改正をされて、被災者に対する福祉的支援の充実やインフラ復旧・復興の迅速化が図られることになりました。しかし、半島に限らずではありませんけれども、高齢化が進む中、平時ですら医療・介護・福祉などの分野は深刻な人手不足でございます。基本方針（案）の14ページの（7）には、半島地域内人材や外国人介護人材の活用などによる従事者の確保とございますけれども、外国人介護人材については、まだまだ様々な懸念や課題などがあるということを踏まえて、安定的な人材確保に向けては、日本人介護職員の賃金や労働条件の改善など、環境整備に取り組むことが重要であると思っております。

また次に、関連して2点目でございますけれども、水防法などでは、市町村地域防災計画に定められた要配慮利用者施設などの所有者または管理者には、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務づけられておりますけれども、人手不足も相まって、避難所訓練の実施状況は低い状況にあると認識をしております。

能登半島地震の教訓を踏まえて、災害時に速やかに要配慮利用者施設の利用者が避難できるような避難先の福祉人材の確保とともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の強化を図るべきだと思っております。

3点目は、（7）とも関連いたしますけれども、（14）の災害対策について、17ページにも記載があるとおり、傾斜地が多く、地形が複雑な半島における災害時に孤立集落が発生しやすいという状況を踏まえて、対応をしっかりとしていくことが必要だと思っております。2024年の4月現在、市町村の個別の避難計画は8.2%がまだ未策定であるということで、それから過半数が避難行動要支援者の20%未満の策定とどまっているということで実効性確保に課題が残っております。

こうした平時からの対応が災害時の状況把握と迅速な避難につながると思っておりますので、取組の強化をお願いするとともに、加えて外国人移住者や外国人観光客も増える中で、災害時にどのような避難を誘導できるかも、今後重要な課題だと認識すべきだと思っております。

以上でございます。

【永野会長】 ありがとうございます。それでは、オンラインの池邊委員からお手が挙がっておりますので、池邊さん、よろしくお願いいたします。

【池邊委員】 千葉大学の池邊でございます。御説明ありがとうございます。今回の半島についての政策は、危機的な地域にやっとメスが入られたという思いが私も非常にございます。

離島については、既に少し前から多様な支援策が実施され、皆さん御存じのように、海士町など、最も手のつけにくい教育の分野で実績を上げています。一方、半島区分、特に突端部分などでは、空路がないなどの従来からの問題である交通アクセスの問題や、事業などの若者離れも顕著であり、移住や二地域居住などにおいても、距離の遠さや子供の教育問題で敬遠されるなど、対応が遅れております。特に、従来の買物・医療難民などに加え、移住を望みたい、移住していただきたい若年層が求める教育への問題から、それが一層進まないと考えております。

先ほどの委員の方からもありましたが、今回の政策により、総務省、文科省を含めた他省庁との連携など、半島の特徴を踏まえた特別な制度、あるいは事業の創設など、速やかな推進を望みます。よろしくお願いいたします。

【永野会長】 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

【市村委員】 市村でございます。本日はこのような機会を与えていただきまして、心から感謝を申し上げます。特に私が強調させていただきたいのは半島防災でございます。

私も今から15年近く前に、ここの国交政務官をさせていただきまして、ちょうど3.11の対応に当たらせていただきました。その経験から申し上げたいんですが、今回の半島防災というのは、本当に半島という特殊な状況の中での大災害だったということで、私も今回ここに書かれてあるようなことを本当に考えてきております。ですので、今度また来年、防災庁ができるということもありますので、しっかりと防災庁に対して、こうした今までの国交省が培ってこられた経験、知見、こういうものがしっかりと入って行って、そして国土防災に当たるとということ、その中で特に半島という特殊な状況の中での災害というのは、今回の能登半島地震が如実に示しておりますような状況でありますから、ぜひともそこを強調していただきたい。そこも特に考えていただきたいと思っておりますのでございます。

それから、もう一点だけ。再生可能エネルギーの利用ということ、これはこの間E E Z

の水域での再生可能エネルギー発電のことも法律が改正されましたということもありますので、そういった知見もまた、こうした半島へ供給されるエネルギーについても、より知見を、研究を深めていただきまして、取り入れていただければと思っております。

あと、港湾の利用ということも大変重要だと思いますので、またよろしく願い申し上げます。以上でございます。

【永野会長】 いろいろと御意見ありがとうございました。

【伴野委員】 衆議院議員の伴野豊でございます。

端的にポイントだけ申し上げますと、「半島地域の役割・特性を強みと捉え」というところがあるんですが、これも強みと捉えるというより、どちらかというと逆手に取るぐらいの発想で、10年後20年後の絵姿から逆算して計画をつくっていく。場合によっては特区という考え方もあるでしょう。例えば自動運転、無人運転なんていうのは、限られた地域においてこそやりやすいのではないかという私は考え方を持っております。ぜひそういう発想も取り入れていただければありがたいと思います。

以上です。

【永野会長】 ありがとうございました。そのほかの皆さんはいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、まだ少し時間がありますので、事務局から、冒頭の秋野先生以降の御指摘についてコメントがあればよろしく願いいたします。

【藤田審議官】 審議官の藤田でございます。いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。いただきました御意見につきましては、その方向を、我々これからこの基本方針ができましたら、半島振興計画を各都道府県がつくっていくこととなりますけれども、その趣旨も十分お伝えさせていただいて対応してまいりたいと思っております。

その上で、幾つか御質問の点がございました。まず秋野先生から、鉄道をというお話がございました。今回の法改正におきまして、12条の2という条文になりますけれども、地域公共交通の中で適切な配慮をしていくという条文の中に「鉄道をはじめ」という文言が法改正でも例示をされてございます。我々としてもそれを受け止めて、鉄道に関しても、この半島地域で貴重な足として維持していくというのは重要だと考えてございます。

その上で、基本方針でも申し上げますと、先ほど御指摘いただいた9ページの33行目から、鉄道やバス等の維持も難しくなっているということが明記を、課題として書かせていただいた上で、その下の部分でございますけれども、「地域公共交通の確保に向け、

連携によって交通空白の解消等」というところの「等の推進」ということで書かせていただいていますけど、この中には当然、既存の交通の維持、確保というようなことも含んで書いておるつもりでございます。

いただきました御趣旨につきましては、十分我々としても、これまでの議論を承っておりますので、それをしっかり都道府県にも伝えていくと。また我々としてもしっかりと対応していくということで対応させていただきたいと思っております。

あと、元先生から御質問がございました各省との関係ということでございますけれども、この基本方針自体が主務大臣ということで8大臣が入ってつくっているという基本方針になってございまして、この方針をつくること自体から関係省庁と十分連携をさせていただいて取り組ませていただいているところでございます。

具体的には、これに基づく連絡会みたいなものを今のところつくっているわけではございませんけれども、必要に応じて、この半島地域、今回かなり盛り込んでいただきましたので、これから連絡体制を密にして対応していきたいと思っておりますし、地方公共団体の窓口ということになりますと、この半島に関しましては、我々の国土交通省の半島振興室というものがございまして、そこで一義的には対応させていただくということになるかと思っております。

先ほど池邊委員からお話がございましたけれども、その関係省庁の中には、御指摘いただいた総務省及び文科省も含まれているという状況でございますので、そこもしっかり対応していきたいということでございます。

あと、伴野委員から特区というお話がございました。農業の振興の部分では、基本方針の中にも特区という言葉を示させていただいておりますけれども、そのほかの部分につきましても、御指摘を踏まえて、特区の活用というのを促していくということは考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【永野会長】 ありがとうございます。皆様よろしゅうございますか。どうぞ。

【神野委員】 初めて参加しています神野と申します。中部のほうから参っております。愛知県は特に指定地域になっていないんですけど、知多半島とか渥美半島等の半島がございまして、こういった特に指定を受けてない地域については、どういう扱いになるかということをお聞きしたいと思います。

【永野会長】 お願いします。

【藤田審議官】 御指摘ありがとうございます。実は今回、議員の先生方に、これは議員立法で改正いただきましたけれども、要するに半島防災・国土強靱化というような観点、また地方創生という観点が、実は半島振興というのはかなり大きな半島地域を振興するというもともと概念でつくられた法律でございますので、今まで入っていなかった、また愛知県にある2つの半島のように、経済的に比較的しっかりしておられるようなところの半島というのは振興の対象にはなっていなかったということですけれども、地方創生とか国土強靱化という観点が、そういう半島でも同じじゃないかという御議論が先生方のほうでございました。

前半戦の実は法律の、先ほどの資料でいきますと、第1章というような形で位置づけられた部分につきましては、半島振興対策実施地域のみではなく半島地域全部の地域に係るような規定として法律をつくっていただいております。その関係で、これから、例えば国土強靱化というのは今、新たな中期計画をつくって、しっかりと半島防災をやっていこうということになってございますけれども、そういう中にも今回の半島振興法の趣旨が盛り込まれて、防災対策とか地方創生という観点は、その他の半島地域にも対応していくというような形になっておるとい状況でございます。

【永野会長】 よろしゅうございますか。お願いします。

【黒田局長】 局長の黒田でございます。よろしく申し上げます。

何点が補足をさせていただきますと、小宮山先生から、半島の緑地、自然環境のよさをどう生かしていくのかということにつきまして、まさにおっしゃるとおり、半島の自然環境、特にジオパークとか、そうしたよさは生かしていかないといけないと。半島防災は強靱化のほうが大きなテーマであるんですが、毎年、各地域の強みを生かした取組について、振興策を私どもの予算でやっておりますので、そうしたところをさらに強力に進めていけるような取組をしていきたいと思っております。

また、市村先生から防災の話がございました。そういう知恵を生かすのと併せて、この脆弱性をどう克服するのかということについても、ハードの話だけじゃなくて、ソフトの取組もどう生かしていくのかということについても、予算の中でしっかりとモデル的な事業に取り組んでいきたいなと思っております。

以上でございます。

【永野会長】 コメントありがとうございました。先生方、よろしゅうございますか。ありがとうございました。ほかにございますか。

ほかに特になければ、これまでの論議を取りまとめますと、お手元の資料のとおり、半島振興基本方針の策定について、当審議会としては異存なしということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【永野会長】 ありがとうございます。

それでは、本審議会として異存なしということで、主務大臣へ回答させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、報告事項となる2、3及び4に移りたいと思います。事務局より3つ続けて説明させていただいた後に、質疑応答をまとめて行いたいと存じます。

まず、地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書について、事務局から御説明をお願いいたします。

【倉石総合計画課長】 よろしく申し上げます。報告事項の(2)地域生活圏につきまして、資料の2-1、それから2-2を御覧いただきたいと思います。資料2-1は縦のA4の、これが専門委員会で取りまとめていただいた報告書です。約80ページありますけれども、昨年10月から、今日御出席の石田委員に委員長をお務めいただきまして、半年強の間に本当に熱心に御議論を活発にいただきまして、おまとめをいただいたというものでございます。

先月の5月28日に委員会としての最終回があり、その後の議論も踏まえつつ取りまとめていただいたということで、これまでの委員会の議論の経緯は、この報告書本体の21ページ以降にございますので、また御参照いただければと思います。

この報告書のポイント、要点を資料2-2で私から御説明させていただきます。

資料の2-2を1枚おめくりいただきまして、まず、この地域生活圏のポイントというところですが、これは2年前の閣議決定の国土形成計画でもうたわれている哲学、発想を記述しております。1番目の丸が、この人口減少下で、日常生活の生活サービス、例えば地域交通などということ、これまでのように行政主導だけでやっていくのは限界があるだろう、これを民主導の官民連携で発想の転換をしていく必要があるというのが1つ目の丸です。

2つ目が、市町村の行政区域にとらわれないで、官民パートナーシップでこの地域生活圏という圏域で捉えていくということが、日常生活サービスを継続していくうえで必要だということ。

3つ目が、ローカルマネジメント法人という箇所に黄色マーカーをしてあります。地域の資源を生かしながら、先ほどの民主導の官民連携を進める。ローカルマネジメント法人について、下に注釈をつけていますが、社会性として地域課題解決を目指す、それから経済性として事業経営や地域経済の好循環を目指す、これらの両立を図りつつ横断的かつ長期的に事業を行っていく民間の主体、これを総称としてローカルマネジメント法人と呼んでいます。

この委員会では、具体的にこれからこの民主導の官民パートナーシップ、それからローカルマネジメント法人という担い手、これらに対する国等の支援策という枠組みはどういうものが考えられるのかということを中心に御議論いただいていたいました。

次に4ページを御覧いただきたいと思います。これは資料2-1の本文で言いますと第1章の6ページあたりに記述があります。これは1層、2層、3層と、この国の国土を圏域で3つに分けています。一番上の層が都道府県を超える広域圏ということです。これは高次のレベルの都市機能を必要とされるような圏域、広域圏、これが1層目です。

2層目、3層目というのは、この黄色マーカーで着色しているところが、今回捉える日常生活の身近なコミュニティレベルから中核都市機能というような2層、3層目を地域生活圏と捉えています。

まず、先ほどの第1層目、これと黄色マーカーの2層目、3層目というものの機能を、真ん中の矢印がありますけれども、お互いに相互補完し合うと。この意味は、例えば人、お金、情報などの環流、交流を盛んに活性化していくことでこの機能を補完していくということです。

もう一つは、2層目、3層目の真ん中にも「機能を相互補完」という相互矢印が出ています。お互い、第2層でいう地方の中核都市を核、あるいはその拠点とした圏域、それから3層目の小さな拠点、これは集落生活圏と言い換えられると思いますけれども、農山漁村のようなところ、お互いがそれぞれ機能、先ほどの人、金、情報、もの、これを共に助け合うという精神でwin-winになるように機能を相互補完して、一体圏域としての地域生活圏を捉えるということを表現したのがこの4ページでございます。

5ページ以降でございますけれども、具体のこのローカルマネジメント法人なるものの参考になるような事例というのも、報告書の中でも第4章で紹介をさせていただいております。

例えば5ページの左側、これは鳥取県米子市、境港市で展開するローカルエナジー社と

いう、地元のケーブルテレビ会社、それからガス会社のほか観光関係、地元の企業が株式会社をつくって、そこに行政の2つの市が出資をして、事業共同体をつくっていると。この事業共同体でエネルギーの地産地消をして、地域の循環、資金循環も回り、それから新電力、公共サービスを提供しようというものです。これを広域化していこうという取組が例としてございます。

そのほかにもいくつか報告書にも事例を載せておりますけれども、こういった事例から見えてくる、先進事例に見る地域生活圏の形成、特にこのローカルマネジメント法人が活動しやすいような環境づくりというのは、どう考えたらいいかというのが、7ページにまとめてあります。

これが資料2-1の本文で言いますと、第5章、5の部分ですけれども、この要点をまとめたのが7ページになります。真ん中の一番大きな箱の(5)を御覧いただきまして、ローカルマネジメント法人への支援の枠組みということで、 から まであります。

はじめに、 の「公共貢献の評価とインセンティブ措置」です。ローカルマネジメント法人は、もともと社会性と経済性を兼ね備える主体ということですが、この部分を公共貢献ということで、「国等が評価し」というのが1ポツ目にあります。例えば、国によってその事業を認定していくというようなことも例示で挙げていますけれども、これによって公共性を担保する。民間自体が中心に事業を行うのですが、公共性を担保するという。その国の評価を各種のインセンティブ、ローカルマネジメント法人が事業を行いやすく、継続しやすくなるようなインセンティブ措置、例えば括弧の中に、補助金の優先採択や規制緩和、それから税制優遇その他の措置というものを付与するような支援、応援の枠組みを検討したらどうかというもの。

最後の3行目にありますのは、先ほどもお話がありましたけれども、これも生活サービスというのは多岐にわたるということで、関係省庁の各種既存の予算制度などいろいろありますけれども、事業の評価を公共貢献と評価したものについては、できる限りインセンティブ措置としてパッケージ化していくのがいいだろうということです。

次の がファイナンスの部分、それから が人の部分でございます。 のファイナンスの部分につきましては、1つ目のポツのところですが、公的資金を呼び水とした支援策ということで、補助金ありきではない支援策ということで、例示として、市中の様々な金融支援やファンド、そういったものがかなりありますので、そういった民間の投資を呼び込めるような形での支援策を考えるということ。先ほどの公共貢献の評価軸のような

ものも開発しながら、こういった投資を呼び込みやすくなるような呼び水となる環境整備をしていくというもの。2つ目のポツですけれども、そのためには、各種の金融機関と一体になったプラットフォームのようなものも必要だろう。3つ目の丸が人材の話で、後ほどお話があります。地域居住です。これは、人を呼び込むという点で非常に重要な要素になってくると思っております。それから、例えば、大学や研究機関などは地方にもありますので、そういったプラットフォームもつくっていくということ。

それから飛ばしていただきまして、ワンストップ体制も重要ですが、ということで、ソフト・ハードの一体支援です。地域交通ですとか、いろいろなソフトのサービス、支援制度が各種ありますけれども、それと拠点整備などのハードをできる限り一体支援を、長期的にやっていくようなことが必要だろうというようなこと等をおまとめいただいております。

最後の(6)は、まず政府としてできることから取りかかって、その後に新たな制度の再構築、リデザインに取りかかるのがよいだろうということを御提言いただいております。

簡単でございますけれども、最後の8ページは今お話しした内容を簡単に図示化したものでございまして、最後の9ページになります。9ページの右側は関係省庁一体となってということで、いろいろなプラットフォームづくりもそうですが、各種の具体的な制度設計の検討に、これからこの報告書をできる限りしっかりと受け止めさせていただいて、関係省庁と連携して検討を進めていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

【永野会長】 ありがとうございます。

それでは、ここで推進部会長であります増田会長代理より、ぜひ御発言いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【増田会長代理】 どうもありがとうございます。先日6月13日に推進部会を開催いたしました。本日こちらに御出席をされております石田委員長がおまとめになりました。この専門委員会の取りまとめ報告書、今日の資料の2-1でございますが、これについて、部会の委員の皆様からいろいろ御意見をいただいたということでございます。それを御紹介するというところでございます。

まず、人口減少下で地域のお困りごと解決の手段として、この地域生活圏構想に大いに賛同すると。その上で、その実装の具体化をぜひ急いでほしいという意見が多くの委員からございました。

また、担い手として、今説明のありましたローカルマネジメント法人でございますが、これを幅広い主体と捉えていることは、金融機関の立場から見ても、ファイナンスの選択肢を増やすという意味で、とてもよいのではないかと。他方で、経済性が合わないと事業はそもそも成り立たないので、地域生活圏自体はこれからじわじわ縮んでいくということを受け入れつつも、賢く縮むということと、これから実装していく地域生活圏の形成等のバランスをうまく取っていく必要があるという御指摘もございました。

また、市町村によって、地域生活圏に取り組むモチベーションは恐らく異なるであろうことから、その温度差を乗り越えながら、ローカルマネジメント法人と一緒に手を取り合っていく、その機運づくりが非常に大事になると。これをぜひうまくやっていく必要があるという御意見、また、具体の制度設計の際に民間の事業者がまずやってみよう。参加しやすいものになるよう。スモールスタートでもスピード感を持って、まず取り組めるような制度設計をぜひしてほしいと、このような意見などがございました。

このように、委員の皆様から大変活発に御意見、アドバイスをいただいたわけですが、これから政府へのお願いでございますが、今後政府で、国交省を中心に地域生活圏とローカルマネジメント法人の具体化を進めていくことになるかと思いますが、地方への二地域居住政策の新たな展開も含めて、先ほどの御紹介した委員の皆様からもあった、地域の多様な人々が参画できるような柔軟性、これを制度化に当たってよく念頭に置いて、ぜひ今後の検討に生かしていただきたい、こういうことで委員から意見を承ったところでございます。

以上でございます。

【永野会長】 増田部会長ありがとうございました。

それでは、次に、広域地方計画の策定について、事務局より御説明をお願いします。

【倉石総合計画課長】 続きまして、報告事項(3)の広域地方計画でございます。資料3を御覧いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、この広域計画ですけれども、一昨年、全国計画である第三次国土形成計画が閣議決定されています。これに基づきまして、現在この全国8つの圏域ブロックごとに、広域地方計画を策定中という段階でございます。

スケジュールとしましては、3つ目の丸になりますけれども、最終的には来年の3月を目指して、ブロックごとの計画、これは最終的に大臣決定になりますけれども、これを策定中という状況で、下の右側にありますが、広域地方計画協議会、平たく言えば、官民プ

ラットフォームですけれども、御覧のように国の出先機関や自治体、それから経済団体、これらが入った官民プラットフォーム、これで活発な御議論をいただき、来年の3月の策定を目指す。

その手前の部分で、キャプションの3つ目の丸の1行目になります。次は今年の秋頃を目処に、広域地方計画の中間とりまとめ（案）を公表するとともに、各ブロックの圏域内の市町村から、計画に対する提案を受け付けるということができると法定でなっています。

この2枚目、次のページにありますのが、この秋に向けた、具体的なプロジェクトのイメージです。これはあくまで現時点ではイメージですけれども、各8ブロック、それから左下のほうに、これは法体系は異なりますが、北海道と沖縄県、これも参考として掲載しております。プロジェクトイメージ、どういうものを盛り込んでいくのかというイメージを表現をしたのがこの紙でございます。

各圏域それぞれ左側が強みということで、地域の産業を生かす拠点整備やそれを生かす陸海空の交通体系ですとか、いろいろな圏域、その圏域内、あるいは圏域をまたぐようなプロジェクト、真ん中の日本地図の上にありますリニア中間駅を核とした広域の地域活性化など、そういったプロジェクトを、経済界とも議論しながら、若者の意見も聴きながら、秋以降具体的に盛り込んでいくということでございます。

各圏域それぞれ右側は、先ほどの地域生活圏のところでも御説明した3層構造の2層目、3層目の部分、生活に近い身近な部分についても、具体的なプロジェクトをこの秋以降、載せていくということで、最終的には来年の3月の大臣決定に向けて、これから検討をさらに進めていきたいと考えております。

私からは報告以上です。

【永野会長】      ありがとうございました。

それでは最後に、二地域居住の促進についても事務局からお願いします。

【日下地方政策課長】      報告事項の4、二地域居住の促進につきまして、地方政策課長の日下でございます。私から御説明をさせていただきたいと思っております。資料の4をお開きいただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、二地域居住促進法の概要をつけさせていただいております。昨年の通常国会でこの法律をお通しいただきまして、昨年の11月1日に施行したところでございます。地方への人の流れを創出するという観点で、この二地域居住は大

変重要であるということでございまして、この法律につきましては、住むに当たっての課題を解決するということを目的としております。

特に課題として住まい、なりわい、コミュニティー、この3つの大きな課題に対応するということで、一つがこの左下にありますとおり、都道府県・市町村が計画をつくって、こういった課題を解決するような拠点施設を設けたり、またソフトでの取組、こういったものをこの計画の中に書き込んで、それで推進をしっかりとっていくと、こういったものが一つ柱になっております。

それから、この右の2番にありますとおり、行政だけではなくて、民間と一緒に、官民連携してこの二地域居住に地域において取り組むことを可能とするために、この二地域居住等支援法人というのを市町村が指定して、この法人が例えば空家を住まいとして提供する、また地域のコミュニティーということで、様々な地域になじむためのイベントを開催したり、仕事のマッチングをしたり、こういった課題解決に向けて、民間の力も一緒にやっさいこうといった仕組みになっていると。この大きな2本柱でこの法律が出来上がっているというものになっております。

次の2ページをお開きいただきますと、その後、法律が施行されてから今日で半年たちましたけれども、この間、こういった形で都道府県・市町村、それから先ほどの指定法人、このような形で18の法人を指定するということが、全国、北海道から四国まで広がりが見られつつあるということでございます。

それぞれ例えば空家を活用した、こういった二地域居住者の住宅を整備したりだとか、仕事のマッチングをしたり、こういった取組であったり法人というのが見られるところでございます。

次の3ページに、モデル事業を我々はさせていただいております。去年から、それから今年度、モデル事業を行わせていただいております。これも合わせて35の地域で今取組が進んでいるということで、かなり全国で広がりつつあると考えております。それぞれの取組、例えば、二地域居住をされる方にとっての大きな負担でもある移動の部分だったり、また、お子さんを連れて二地域居住される保育、教育の課題であったり、そういった、さらなる二地域居住の促進に向けての課題をモデル的に解決しようという取組がこういった形で全国で行われているというものでございます。

また、次の4ページをお開きいただきますと、官民連携プラットフォームについてつけさせていただきます。二地域居住をさらに促進するために、行政、それから民間一

体となって促進しようという連携プラットフォームが昨年の10月に立ち上がっております。既に1,100を超える民間、自治体に入っているということで、大変大きな後押しをいただいているところでございます。

このプラットフォームにおきましては、この後、二地域居住をさらに進めるに当たっての課題解決に向けた部会も設置をしております。次の5ページにありますとおり、5つの部会、具体的には二地域居住者の負担をどう軽減していくか、また、登録・地域関与の在り方をどうしていくか、また、担い手としてどう関わっていただくか、教育、保育というこの5つの課題についての議論をいただきまして、つい先日6月10日でございますけれども、このプラットフォームから御提言をいただいたという状況でございます。

しっかりとこの官民の動きも受け止めながら、さらなる二地域居住の促進に取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【永野会長】 ありがとうございます。ただいま報告事項3点、地域生活圏、それから広域地方計画、そして二地域居住の促進、この3点につきまして御質問あるいは御意見がおありになりましたら、先ほどと同様に、国会議員の皆様から順番に御発言をお願いいたします。なお、オンライン参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押してお待ちいただければと思います。それでは、御発言希望の方、挙手をお願いいたします。いかがでございますか。では小宮山先生から。

【小宮山委員】 ありがとうございます。衆議院、小宮山泰子でございます。実は今日風邪を引いた後からずっと声が戻らないで、澄んだ声をお聞かせできないのが残念でございます。

さて、私からは、地域生活圏のことについて1つだけ懸念事項をお伝えさせていただきたいと思っております。基本的な方向としてはいいと思っておりますし、ある意味、短期間でよくここまでまとめられたなというのを驚愕して思っているんですが。

一つ、ローカルマネジメント法人を立ててやるという現実に御説明を以前いただいたときに、もう既にこういった、この表現ではないかもしれませんが、現実にこの法人格というもので地域を回っているところがあるということを伺っております。ある意味、いい事例だと思います。

ただ、こうやって計画などで形にした途端、自発的ではない場合、これを活用しようとする地方自治体等でもって経験がない、また、様々なことで、いろんな民間の方々が動き出します。そうしますと、このローカルマネジメント法人のあっせんするコンサルなるような

ものとかが出てきて、私も県議会議員をさせていただいて、いろんな都市計画書とか、いろんなところのものを見て勉強させていただきましたけれども、どこも金太郎あめのような同じようなものができて、これが5年たったときにうまくいっているのかというと、町名を変えても、県名を変えてもあまり変わらないものがあちこちに出てくるということがよくありました。

そうすると、本当に意欲があったり、その土地から湧いてきたようなマネジメント法人であると大変面白いことが相乗効果で一気にいって、事例のようなすばらしいものができるんですけど、そこが、ノウハウがないとかとなると、勧められるままにやっちゃって、微妙な結果というものが起きそうです。残念ながら、またそのコンサルタントというものが、法律的に、またデータの必ずしも整っていないので、ある意味、誰でもコンサルタントになれるというのが日本の現状ですので、ここを少しフォローさせていただいて、地域ごとの特性を生かし、この思いというか、地域生活圏というものが発展するようになっていただきたいと思います。

なので、質問としたならば、このローカルマネジメント法人の認定の仕方であったり、また、そういう、一応間違いはないよねというような妙なコンサルが出てこないとか、その辺の確認がどうやったら、地方自治体の職員が確認が取れるのか、何か方策をお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

長くなって失礼いたしました。

【永野会長】 ありがとうございます。まとめてお答えいたします。ほかにいかがですか。オンラインで手が挙がっていますか。皆さん、いいですか。分かりました。

それでは、オンラインの方から幾つかお手が挙がっておりますので、まず田澤委員からお願いいたします。

【田澤委員】 ありがとうございます。発言の機会をいただきまして、とてもうれしく思います。私は本来、北海道の北見市に住んでおりますけれども、今は奈良県からこちらに参加させていただいています。その理由は、親の介護で、まさに二地域居住をすることになり、今どちらにいても生活できるように、仕事もテレワークを推進して、やる事ができております。

実際私はテレワークで地域の活性化を長くできるように、北見市で頑張ってまいりまして、この二地域居住の推進は本当に私自身にとってもライフワークであり、夢であると思う中で、このような法律が設定され、今大きく動いていることをとてもうれしく思ってお

ります。

ただ、テレワークという視点からお話しさせていただくと、なりわいという仕事を地域でつくることはもちろん大事ですけれども、都市部の企業が地域に、仕事も地域に住む人がそこでも仕事ができるようにすることで、長期滞在を可能にするテレワークというもの、何となくコロナ禍でテレワークはやったけど、やっていない、戻っちゃったという話をよく聞きますが、ここを今しっかりやらないと、結果として人が、若い人たちがどんなに地域で働きたいと思っても、企業でストップしてしまっただけでは非常にもったいないと思います。

コワーキングスペース等の推進・整備というのはもちろんのことですけれども、建物だけではなく、そこにどういうニーズがあり、どういうことをしていかなければいけないか。例えばコロナ前とコロナ後では、テレワークに対する企業のニーズが変わってきております。以前は大きなモニターがあってインターネットがあればいいようだったのが、今は、コロナ禍において会議とかを皆さんもされると思うんですが、小さなブース、音の漏れないブースが地域のコワーキングスペースに欲しいと思っても、実はなかったりします。そういった、ハードだけドソフトウエア的な考え方をぜひ今後実施いただきたいと思っております。

二地域居住の推進で、長期に地域に関わる人が増えることによって、結果、地域生活圏の形成に大きく寄与できる人材が育成されると思っております。6月13日の推進部会では、デジタルとリアルの融合した新しい地域生活圏はこんなものじゃないだろうかという妄想の資料を出させていただきました。そこは、まだすぐではないかもしれませんが、私としては、多くの子供たちが地域においても学び、そして働ける人たちが地域においてしっかり世界でも活躍できるようになってほしいと考えております。

意見がほとんどになりましたけれども、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【永野会長】 田澤委員、ありがとうございました。それでは榎原委員、よろしく願いします。

【榎原委員】 御指名ありがとうございます。関西経済連合会の榎原でございます。私から、地域生活圏のとりまとめ報告書と広域地方計画の策定の2点についてコメントさせていただきます。

まず、地域生活圏についてでございますが、行政主導だけでは限界があって、民間との官民連携による地域経営の発想の転換が必要だということのとりまとめ報告書の内容はよく

理解できました。ただし、地域生活圏を形成していく上で、地域課題の全般を把握されているのは自治体だと思います。自治体の関与は必須であると考えておりますので、民間事業者にしっかり頑張ってもらいたいんですが、自治体との連携が効果的に進むよう、支援の枠組みの検討をお願いしたいと思います。

また、支援枠組みの構築に当たって、民間事業者は収益が残らないと続けられないものですから、事業の参画時のみだけでなく、事業の継続を可能にするための中長期のインセンティブとありますが、そういったものも重要だと考えております。

次に、広域地方計画についてです。関西においては国土形成計画で示していただいたように、日本中央回廊の西の拠点として、我が国の成長を牽引する一つの地域を目指して、我々関経連も近畿圏の広域地方計画協議会の一員として、関西広域地方計画の策定に一緒に取り組みさせていただいております。その中で計画の実効性が高まるよう、それぞれのプロジェクトがどのような主体によって推進されるべきなのか、あるいは、どのような主体が司令塔の役割を果たしていくべきなのかというのを考えているというか、悩んでおるところでございます。

本日御説明のあった地域生活圏の形成も、広域地方計画の中で分かりやすく示されるよう、引き続き御支援をお願いできればと思っております。

私からは以上でございます。

【永野会長】 貴重な御意見ありがとうございました。それでは、オンラインの末松委員からよろしく願いいたします。

【末松委員】 ありがとうございます。三重県鈴鹿市長の末松則子でございます。地域生活圏のとりまとめ報告書、どうもありがとうございました。日常的な生活圏域の在り方を今後左右する要因をととても丁寧に取り上げていただき、様々な視点から詳細にまとめてあって、地方にとりましては、とても非常に参考になる報告書であると思っております。

先日は全国の出生数の70万人割れなど、大変ショッキングな話題があり、また同時期に骨太の方針、国土強靱化中期計画、地方創生2.0構想なども打ち出されておりますが、本報告書も同様に今後の重要な指針になると思っております。

中でも、地方自治体の首長といたしましては、関心が高いのが、先ほどからお話に出ております二地域居住と関係人口の創出でございます。広活法が改正されまして、市町村の主体的な関わりが強化されたことは大変大きな意義があると感じております。コロナ禍を経た暮らし方への意義の変化や、DXの推進などにより、二地域居住が促進できる可能性

も大いにあり、地方の人材不足など、地域課題の解消が進むことを大いに期待しております。

まだまだ取組は始まったばかりであります。今後関係人口の創出、また、プロフェッショナル人材の確保などにつながる取組になることを期待いたしております。

私からは意見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【永野会長】 どうもありがとうございました。それでは木場委員、よろしくお願いいたします。

【木場委員】 ありがとうございます。私からは二地域居住についてコメントをさせていただきます。御説明のとおり、本当にたくさんの先進的な具体例もそろってまいりましたし、それからプラットフォームも今整備されつつあるという中で、この後、二地域居住に興味のある方々をいかに誘導していくかということが重要になってくると思っております。

具体的にこうありたいということがはっきりしていなくて、ここに住みたいですとか、こういう形態がいいということは分かっていなくても、興味がある方がどこに問合せをしたらいいのかというところへの誘導は非常に重要だと思っております。例えば窓口に電話をして人と話すというよりは恐らく気が楽だというのは、チャットですとか、AIを使ったチャットボットみたいなものを用意して、どういった形態が自分に合っているとか、悩みについて簡単に答えてもらうとか、そういうことを通して、自分に、今、問合せするとき最も最適な窓口はどこかというところへ誘導できるようなシステムを今後つくっていただけますと、せっかくここまで積み上げていただいた取組でございますので、興味のある方を引き込むという、候補的な部分もこれから重要になるという感じがいたしました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

【永野会長】 木場さん、ありがとうございました。それでは市村先生から、よろしくお願いいたします。

【市村委員】 ありがとうございます。私はローカルマネジメント法人について少し意見を、話をさせていただきたいと思っております。

ローカルマネジメント法人ということで、恐らく頭に入れて浮かんでいただいているのは、民ということですが、特にここは株式会社だけではなくて、もちろんここに入っていますが、ぜひともNPO、非営利法人というものもしっかりとその主体として取り込んでいただきたいと思います。その例としては、もちろん日本にもあるんですけども、私も

おりましたアメリカ、ピッツバーグで、こうした戦後の地域発展を担ってきた法人がありました。これがまさにNPO、非営利組織ですが、そうした海外の事例にもぜひとも学んでいただいて、このローカルマネジメント法人が、今後、地域の発展に大きな力を発揮していただけるような状況になっていただきたいと思います。

私から以上でございます。

【永野会長】 ありがとうございます。それでは、まだまだ御意見はあろうかと思えますけれども、時間の関係もありますので、この辺で一旦まとめさせていただきます。小宮山先生以下のいろいろと御意見がありましたので、事務局からコメントをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【倉石総合計画課長】 ありがとうございます。まずローカルマネジメント法人について、市村委員、それから小宮山委員から話がありました。まず市村委員がおっしゃったように、NPOとか、一般社団法人とか、法人格は様々で、幅広く許容するべきだという報告書の御趣旨でございますので、そのような方向性で考えたいと思っています。

それから、ローカルマネジメント法人の資格です。小宮山委員のおっしゃったような話ですが、これはまさに制度設計の検討の中で、非常に難しいところではあるんですけども、一つは、公共性の担保は必要だと考えており、国や行政がこれをしっかりとやらなければいけない。一方で事業の継続性です。地域にとって事業を長期的に継続するという観点で民間のビジネスの視点というもの、例えば金融機関、地銀・信金ももちろんそうですが、そういったところの視点もしっかりと取り入れて、その地域の将来に向かうビジョンを、共に創る共創の場の中でしっかりと議論していくことは必要だろうと、そういうことを意識していく必要があると思っております。

それから、田澤委員からデジタルの話がございました。資料2 - 2の7ページの(5)のところに「デジタル公共財」というのも書いています。委員のおっしゃるとおりで、さらに、各自治体だけでデジタルの基盤整備をするのではなくて、複数の自治体、広域でやっていくという視点も含めて、大いに今後の検討の参考にさせていただきたいと思えます。

それから、榎原委員からありました地域生活圏における自治体の関与の話は先ほど申し上げたとおりですけれども、広域地方計画の話は、まさにこのプロジェクトの主題、これから具体的なプロジェクトを秋以降盛り込んでいきますので、これを十分に意識して計画づくりに取り組んでいきたいと思っております。

私からは簡単ですが、以上です。

【永野会長】 ほかに何か事務局からコメントはございますか。

【日下地方政策課長】 二地域居住につきましてお答えをさせていただきます。

まず、田澤委員から御指摘いただきましたテレワークの普及につきまして、箱をつくるだけじゃなくて、その内容が実効性あるものにならなければ意味がないんじゃないかという御指摘だと思います。モデルとなるような取組もございますので、しっかりそういった取組を、プラットフォームなども活用しながら普遍化を図っていきたいと思います。もちろんそういったコワーキングスペースなどの支援につきましても、引き続きしっかりと各局で連携しながら進めていきたいと考えています。

それから、末松委員から御指摘いただきました関係人口の取組でございます。我々と今、総務省のほうで、ふるさと住民登録制度の設計が進められているところでございます。国土交通省といたしましても、この二地域居住を捉えるに当たって、まずこの関係人口という広い枠組みの中での二地域居住という位置づけになりますので、しっかりと総務省とも連携しながら、このふるさと住民登録制度に取り組んでいきたいと考えています。

また、プロフェッショナル人材の確保・活用が本当に重要だということも御指摘のとおりでございます。二地域居住を通じてプロフェッショナル人材が地方で活躍いただけるような仕組み、在り方につきましても、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。今、特定居住支援法人という先ほどのマッチングをするような組織が地域でできつつありますが、より、さらなるその活用も含めて、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

また、木場委員から御指摘いただきました、二地域居住をいかに誘導していくかということでございます。広報・発信という面でも、二地域居住をしたいという方に、より一層の発信をする。今は残念ながら十分でないという認識も持っておりますので、例えばSNSの活用だったり、また御指摘いただいた点も含めて、広報・発信の在り方、しっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【永野会長】 ありがとうございます。局長、よろしいですか。特にありますか。

【黒田局長】 1点だけ、小宮山先生のおっしゃったことは、多分、地方創生全体に共通することかと思っていて。どうやって手作り感を持たせるのかということがすごく大事だと思っていまして。認定の基準等は正直まだ考えていませんけれども、一つのポイント

は、多様な主体が参画することができるというところがすごく大事だと思っていますので、そうした座組をどうするのかというところで、金太郎飴にならないような工夫ができないかということを考えていきたいと思っています。

【永野会長】 ありがとうございます。ほかに。石田さん。

【石田委員】 石田でございます。私は半分事務局みたいなもので、発言しようかどうかと思ったんですけど。この報告をした際に、読み物として非常に面白いという評価を複数いただきまして、半分うれしいような、半分困ったような気がいたしました。読み物として面白いということは、委員の皆様方あるいは事務局の皆様方の本当にすごい熱量が感じられているということでございますので、私はかなり長い間、国の審議会に参画させていただいておりますけれども、読み物として面白いと言われたのは初めてでございます。

ただ、懸念は、読み物として面白いだけでとどまっては困ると思っております。今日御報告がありました二地域居住も、広域圏も、あるいは国土管理という国土計画の非常に大きな役割がありますけれども、そういうものと一体化するというところで、どうドライブしていくかということが非常に大事だとも思っております。また、いろんな局面で皆様方の御支援とか主体的な活動をお願いすることが多々あるかと思えます。

半分事務局として最後におねだりをして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【永野会長】 どうも取りまとめ、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、改めて貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは、閉会に先立ちまして、古川国土交通副大臣より御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

【古川副大臣】 ありがとうございます。国土交通副大臣の古川康でございます。

先生方には、また委員の皆様方には、日頃からこの国土審議会につきまして御理解と御支援を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます次第でございます。また、オンラインでも御参加をいただいております、本当にありがとうございます。

まずもって、議事事項でございました半島振興基本方針の案について、真摯な御議論をいただきまして、ありがとうございました。指定半島地域のみならず、半島に対して国としてどのように取組をすべきなのかという観点から、今回の基本方針の案をまとめるということで取組をいたしているところでございますが、本日、先生方からいただきました様々

な御意見をこれからしっかりとまとめ上げていって、まずもって半島防災などをやらなければいけないことをしっかりやるのと併せて、半島地域の魅力の増進が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

また、地域生活圏、広域地方計画、二地域居住についても様々な御意見をいただきました。特に地域生活圏については、今、石田先生からお話もございましたが、私もこの会議に出席するに当たりまして、とりまとめ報告書を読ませていただきましたが、まさに読み物として面白いという言葉がぴったりだと思いました。冊子もそれぞれの委員の先生方のお手元に届いていると思いますので、移動の最中とかに読んでいただくと大変いいのではないかと思います。

文章自体も、非常に言葉が生きているという気がいたしておりますし、その中にコラムも委員の皆様方に書いていただきました。ただの報告書に終わらせないぞという気持ちを感じることができると思っておりますし、私ども国土交通省といたしましては、それをしっかり形にしていかなければならない。新しい国と国土の形をつくるという気持ちで、しっかり取り組んでいかなければならないと思っているところでございます。

具体的な形としての二地域居住につきましても、ようやくこの言葉が人口に膾炙し始めたなと思っているところでございます。どうすればいいのか、どうしたらできるのか、私は二地域居住というのは、経済の観点というよりは、それをやっていくことによって、一人の人生を一人の地域が言わば独占するのではなく、いろんな力を、いろんな思いを、いろんな地域の人たちで共有することができるということであり、それをしていくことによって、まさにウェルビーイングの向上につながっていくんだらうと思っているところでございます。

日本国民の幸福度の向上のためにこういう政策があると思っております、引き続きの御指導を委員の皆様方をお願いをする次第でございます。

最後になりますが、改めまして、御熱心に御議論いただきましたことに心から感謝を申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【永野会長】 古川副大臣、どうもありがとうございました。

皆様ありがとうございました。それでは、以上をもって第27回国土審議会を終了いたします。熱心な御論議をいただき、誠にありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【渡邊総務課長】 ありがとうございました。本日の資料につきましては、既に国土交

通省ウェブサイトにて公表されておりますので、御報告をいたします。

また、本日お配りした資料ですけれども、分厚くて大部になっておりますので、お席にそのまま置いておいていただきましたら後ほど事務局から送らせていただきます。

事務局からは以上になります。本日はありがとうございました。

了